

あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業
補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症に最大限配慮しつつ、家に閉じこもりがちな子どもやその保護者に食事を提供し、地域との交流を継続させる取組に要する経費の一部を補助するに当たり、あきる野市補助金等交付規則（平成7年あきる野市規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 新型コロナウイルス感染症に伴い、子どもの食の確保への緊急対応として、在宅の子どもやその保護者を対象に食事の提供を行う事業者等（以下「事業者等」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、市内において新型コロナウイルス感染症に伴い、在宅の子どもやその保護者を対象に食事の提供を行う事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象としない。

(1) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とする事業

(2) 新型コロナウイルス感染症に伴って実施に必要性が生じたものと認められない事業

(3) 他の制度による同種の補助を受ける事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、食事の提供に要する経費（食中毒・感染防止対策に要する経費を含む。）であって、次に掲げる経費とする。

(1) 食材の購入に要する経費

(2) 食材の運搬に要する経費

(3) 会場等の使用に要する経費

(4) 消耗品の購入に要する経費

(5) パンフレット等の印刷製本に要する経費

(6) 食事の配送に要する経費

(7) 郵送等の通信運搬に要する経費

(8) 傷害保険等の保険に要する経費

(9) 食事の提供に要する人件費

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、事業所等の運営に要する経費は、補助対象経費としない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費（前条第1項第9号に掲げる経費を除く。）の総額から寄附金その他の収入額を控除した額と1,700,000円のいずれか低い額に同号に掲げる経費を加えた額とする。ただし、同号に掲げる経費（人件費）については、255,000円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者等は、市長が指定する日までにあきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、補助の可否を決定し、あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請をした事業者等に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた事業者等(以下「補助決定者」という。)は、速やかにあきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業補助金交付請求書(様式第3号)により市長に請求しなければならない。

(交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

(事業内容の変更等)

第10条 補助決定者は、補助事業の内容の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業変更等承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において、補助事業の内容の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業変更等承認書(様式第5号)により当該補助決定者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認を受けた補助決定者は、既に補助金の交付を受けている場合は、変更又は中止若しくは廃止の内容により、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助事業完了後1月以内に、あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業補助金実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により補助決定者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要領又は交付の条件に違反したとき。

2 前項の規定は、前条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第15条 補助決定者は、第13条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、前条第2項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を市長に納付しなければならない。

2 補助決定者は、第13条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、前条第2項の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を市長に納付しなければならない。

3 第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助決定者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

4 第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(書類の保管)

第16条 補助決定者は、補助金の交付申請、請求等に係る書類及び補助事業の実施状況を明らかにした書類を当該補助事業完了後5年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、決定の日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定による申請がなされたものについては、この要領の失効後も、なおその効力を有する。

あきる野市長 殿

申請者 住 所
事業所等名称
氏 名
電話番号

印

あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」
緊急対応事業補助金交付申請書

年度あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業補助金の交付について、あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業補助金交付要領第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 事業所等名称
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

あきる野市長



あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」
緊急対応事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業補助金の交付について、あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業補助金交付要領第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金を交付します。

- (1) 補助金交付決定額 円
- (2) 事業所等名称
- (3) 交付の条件

ア この補助金は、指定された事業以外に使用してはならない。

イ 補助事業の内容の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業が完了したときは、実績報告書を1月以内に提出しなければならない。

エ あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業補助金交付要領及びこの交付の条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付してある補助金の返還を命ずることがある。

2 補助金を交付しません。

不交付の理由

あきる野市長 殿

住 所
事業所等名称
氏 名
電話番号

印

あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」
緊急対応事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度あきる野市
新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業補助金について、あき
る野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業補助金交付要領
第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 事業所等名称

3 振込先

金融機関名	銀 行 信 用 金 庫 農 業 協 同 組 合 支 店								
種 目	普通 ・ 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

あきる野市長 殿

申請者 住 所
事業所等名称
氏 名
電話番号

印

あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」
緊急対応事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度あきる野市
新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業について、内容の変更
等（内容の変更・中止・廃止）をしたいので、あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う
「子どもの食の確保」緊急対応事業補助金交付要領第10条第1項の規定により、関係書類
を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請区分（該当する□にレ印を付けてください。）

- 内容の変更
- 中止
- 廃止

2 事業所等名称

3 内容の変更又は中止若しくは廃止の理由

4 添付書類

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様

あきる野市長



あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」
緊急対応事業変更等承認書

年 月 日付けで申請のあった 年度あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業について、あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業補助金交付要領第10条第2項の規定により、下記のとおり内容の変更等（内容の変更・中止・廃止）を承認したので通知します。

記

1 事業所等名称

2 内容の変更

- | | |
|-------------|---|
| (1) 既交付決定額 | 円 |
| (2) 変更交付決定額 | 円 |
| (3) 差引額 | 円 |

3 中止・廃止

返還額	円
-----	---

年 月 日

あきる野市長 殿

住 所

事業所等名称

氏 名

印

電話番号

あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」
緊急対応事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度あきる野市
新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業補助金に係る事業が完了したので、あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業補助金交付要領第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業所等名称
- 2 事業の成果
- 3 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 領収書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類

様

あきる野市長



あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」
緊急対応事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった 年度あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業補助金について、あきる野市新型コロナウイルス感染症に伴う「子どもの食の確保」緊急対応事業補助金交付要領第12条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 事業所等名称

2 補助金交付確定額 円